

# すこやか

S U K O Y A K A



# No.62

●編集・発行

財団法人 広島県勤労者福祉推進協会

本部/〒732-0825 広島市南区金屋町1番17号ワークピア広島内

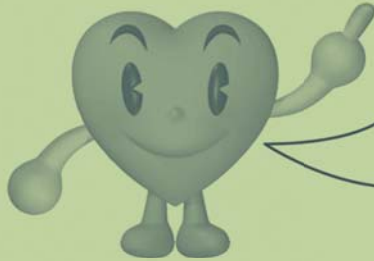
☎ 0120-276-701

TEL : 082-261-4208 FAX : 082-263-7586

<http://www.kinnrou.jp>

安心づくりのパートナー  
勤労者協会の

## 火災共済



### 安い掛金で優位な保障。

勤労者協会の「火災共済」ってこんな共済です。  
既にご加入頂いている方も再度確認してください。  
「自分の家だけは大丈夫!」はありません。  
この機会に勤労者協会の「火災共済」に  
限度一杯の加入を!



## 勤労者協会の火災共済はここが違う!

### 特長点



## 給付は「再取得価額」を採用

### ❖「火災共済金」

勤労者協会の「火災共済金」は、加入者に有利な再取得価額で給付されます。

①火災、②破裂・爆発、③落雷、④航空機の墜落による事由が発生したとき、家屋(建物)、家財の損害に対し、契約額の範囲内で実損額(再取得価額)を火災共済金として給付します。

### ❖「臨時費用」

上記①～④の損害の場合、実損査定給付額の15%相当額を臨時費用として「火災共済金」にプラスしてお支払いします。  
(臨時費用は最高200万円まで)

一般損保・他の共済  
「時価」を基準

「時価」=再取得価額-減価額

時価を基準に保険金額を設定した場合、使用による消耗分(=減価額)を差し引かれますので、保険金だけでは同じ建物を建てなおしたり買い替えたり、家財を買うことは出来ません。

勤労者協会  
「再取得価額」を基準

再取得価額でお支払い。

給付金額だけで、同じ建物を建て替えたり買い替えたり、新しい家財を買うことが出来ます。但し、火災共済の給付額は共済契約の範囲内での給付となりますので、家屋・家財に限度一杯の加入をお勧めします!



## 特長点



# 付加共済も充実の9種目

●火災共済に加入すると、色々な「付加共済金」が給付されます。

勤労者協会の「付加共済」は特約、オプション契約ではありません。よって追加料金は不要です。

加入者が各自の住居において、火災、風水雪害、車両の飛び込み等によって、人的、物的被害を受けたときは以下の付加共済金を給付します。

風水雪害 	車両の飛び込み 	物置、納屋、土蔵の全半焼 	風呂の空焚き 	凍結によるパイプの破損 	水漏れ被害 	失火見舞金 	死亡弔慰金 
						地震噴火による全焼 	

## 特長点



# 加入の手続きが簡単

### ◆限度と基準

家屋(建物)については、築年数、評価額は一切関係なく、建物の延べ面積(坪数)で契約します。家財については、現家財の評価は関係なく、同居家族の人数で加入限度を設けていますので、その範囲内で契約できます。

	共済対象	加入基準	加入限度(額)
家屋	自家、貸家(建築中のものも含む) 	3.3㎡(1坪)当たり 6口(60万円)の割合で計算した額 (延坪数×6口)	300口(3,000万円)まで
家財	自家、借家、寮、アパート、その他の家屋内に収納された家財 	家族数が4人以上の世帯 ◇ 3人世帯 ◇ 2人世帯 単身世帯	150口(1,500万円) 120口(1,200万円) 90口(900万円) 60口(600万円)まで

## 特長点



# とにかく掛金が安い!

当協会の火災共済は、勤労者の福祉事業の一環であり、営利目的ではありません。

だから何処より安い掛金なのです。

10万円保障(1口)の掛金額は	鉄筋の建物	年額 35円	月額 3円
	木造の建物	年額 70円	月額 6円

## 特長点



# その他の特典

加入者は勤労者協会が行う、他の事業にも参加できます。(主な事業は以下のとおり)

奨学金貸与事業	加入者の子女が義務教育を受けた後、更に修学する者のうち、希望者に対し奨学金を無利子で貸与しています。
講演会事業	政治、経済、労働、時事、文化、スポーツ等色々な分野より講師を招き、加入者を対象に講演会を開催しています。聴講料は無料です。
福利厚生事業	協会の加入者に「ゆとりと豊かさ」を感じていただくために、当協会が契約した52カ所の保養所に、契約者ご本人、ご家族が保養を目的に宿泊された場合、利用料金の一部を補助します。